

新技術開発探訪

「公共工事等における新技術活用システム」 新規登録時の負担軽減に向けた取り組み

国土交通省 中部地方整備局 企画部 施工企画課 課長補佐 田中^{たなか} 昌次^{しょうじ}

1. はじめに

国土交通省では、有用な技術の積極的な活用を推進することで公共事業のコスト縮減や品質向上を図り、新技術の更なる改善を促進するための仕組みとして、平成 13 年度から NETIS（新技術情報提供システム）の運用を開始し、平成 18 年度からは国土交通省の現場で活用した評価結果（事後評価情報）についても申請情報と併せて公表しています。平成 29 年 8 月下旬現在において申請情報約 2,970 件、評価情報約 840 件が登録されており、全国の建設工事等で新技術が活用されています。

一方で、「公共工事等における新技術活用システム」を運用していく上での課題もありました。その一つが、NETIS 新規登録時には技術開発者が申請窓口に出向き、作成した申請資料についてのヒアリング及び資料の修正などを何度も繰り返して申請資料を完成させるなど、職員のみならず登録を希望する技術開発者にとっても少なからず負担を強いられたことです。

そこで、NETIS 申請窓口である中部技術事務所では、今年度から職員及び技術開発者の負担軽減を図ることを柱とし、新規登録時の期間短縮など更なる効率化に向けた取り組みを始めました。

2. NETIS 新規登録の変更点

中部地方整備局における「従来の申請方式」と「平成 29 年度からの申請方式」を図－1 に示します。

(1) 従来の申請方式

従来の NETIS 新規登録は以下の手順で進めていました。

- ① 面談の申込み
- ② 職員の面談によるヒアリングを実施
- ③ NETIS ホームページにアクセス
- ④ 申請に必要な様式及び“新技術情報入力システム”をダウンロード
- ⑤ 申請技術の特徴を踏まえて新技術情報を作成
- ⑥ 職員の面談による資料確認
- ⑦ 申請資料が整うまで③④の繰り返し
- ⑧ 登録の可否・可能性について中部技術事務所から面談で連絡
- ⑨ 記入様式の修正が終了した後に様式 1（紙）と様式 2～4（CD）を郵送
- ⑩ NETIS 申請資料登録手続きを開始

従来の申請方式では、面談の申込みから実施まで約 45 日ほどヒアリングの順番を待つ必要があったほか、申請資料の作成、補足・修正に平均 8 回程度の面談を経て技術審査会で登録の可否を判断していました。

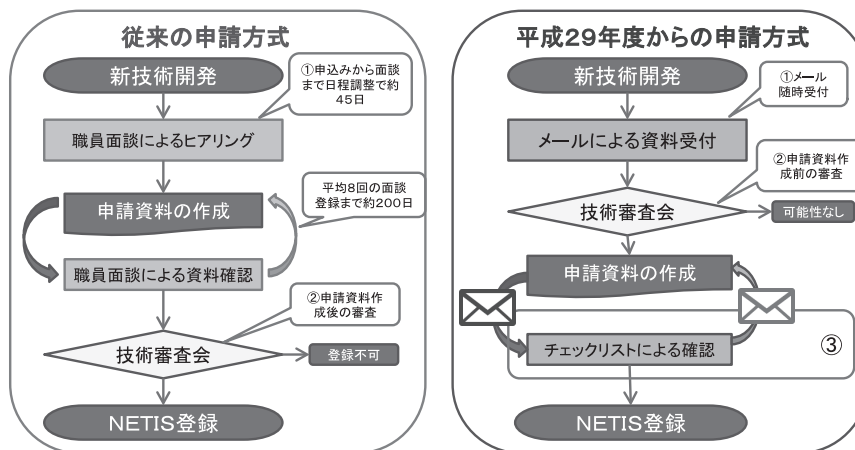


図-1 「従来の申請方式」と「平成29年度からの申請方式」

(2) 平成29年度からの申請方式

従来の申請方式を改善するため、今回の取組みとしての着眼点を以下のとおりとしました。

- ① 面談までの待ち時間解消のため、面談方式からメールによる随時受付方式へ変更
- ② 申請資料作成の負担軽減のため、既存資料で新技術の登録可能性を判断
- ③ 書類修正回数の削減を図るため、チェックリ

ストによる指導内容の明確化

左記①～③を反映し、登録の手順を以下としました。

- 1) 中部技術事務所のホームページにアクセス
- 2) 事前確認に必要な書式をダウンロード
- 3) 申請技術の特徴を踏まえて事前確認資料（図-2）を作成
- 4) 中部技術事務所へメールで事前確認資料と

NETIS事前確認資料

会社名			
担当部署			
担当者名			
所在地	〒		
連絡先	電話		
	E-mail		

技術の概要	技術名称	
	適用工種(どの様な場面で活用できますか?)	
	従来工法(これまで標準的に行われてきた申請技術と比較する工法等)	
	標準的とは示方書、指針、土木工事標準積算基準、協会基準等に記載があり一般的に用いられる工法	
	新規性の技術的説明(従来工法と比べてどこに技術的な新規性・改善点がありますか?)	
	技術の成立性について	
	審査証明 (建設技術審査証明などの認定を受けた)	
	公的実験 (公的機関による実験により確認した)	
	自社実験 (自社の実験により確認した)	
	施工実績 (施工実績により確認した)	

*技術の成立性が実験等の方法の場合、確認できるその他資料を別途添付すること

図-2 事前確認資料

パンフレットを送付

- 5) 必要に応じて中部技術事務所から新技術の内容に関して確認
- 6) 登録の可否・可能性について中部技術事務所からメールで連絡
- 7) NETIS ホームページにアクセス
- 8) 申請に必要な様式及び“新技術情報入力システム”をダウンロード
- 9) 申請技術の特徴を踏まえて新技術情報を作成
- 10) 中部技術事務所へメールで様式 2～4 を送付
- 11) 記入様式の内容をチェックシート（図 1-3）で確認した上で、修正が必要であれば中部技術事務所から連絡
- 12) 記入様式の修正が終了した後に様式 1

(紙) と様式 2 ～ 4 (CD) を郵送

- 13) NETIS 申請資料登録手続きを開始
「従来の申請方式」と「平成 29 年度からの申請方式」を比較した場合、後者の項目数が多い分だけ複雑に思われるかも知れませんが、このほとんどをメールでやり取りする点や、前者は“新規登録申請資料の作成”と“職員の面談による資料確認”を繰り返すことを勘案すると、今回の取組みは相応の負担軽減に繋がると考えられます。

3. 申請方式変更の周知

今回の変更点を周知するため、各関係業界を対象に説明会を2日間で計3回実施しました（写真－1）。

この説明会に参加した業種割合は図－４のとおり

[illegible]

図-3 チェックシート



写真－１ 説明会の様子

りです。

参加した方の業種割合は、資材開発メーカー等が30名(34%)、建設業が41名(47%)となり、この2業種で8割以上を占め、関心の高さが確認できました。

この説明会で来場者にアンケートを実施したところ、新規申請方式の改善点について“大いに参考になった”が51%，“参考になった”が49%となり、全ての来場者から評価をいただきました。

また、自由意見では「メールで質疑応答方式になると、訪問する時間が短くなって都合が良い」という意見があった一方で、「メールでのやり取

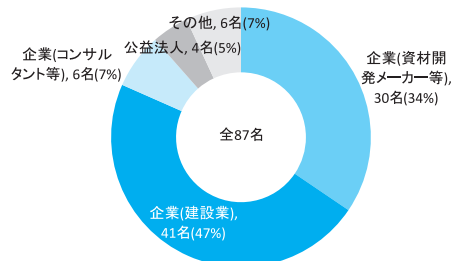
りの充実性が面談と比べて劣らないか、意図が伝わるかが心配である」との意見もあり、今後の運用において丁寧な対応が求められます。

4. 効果と今後

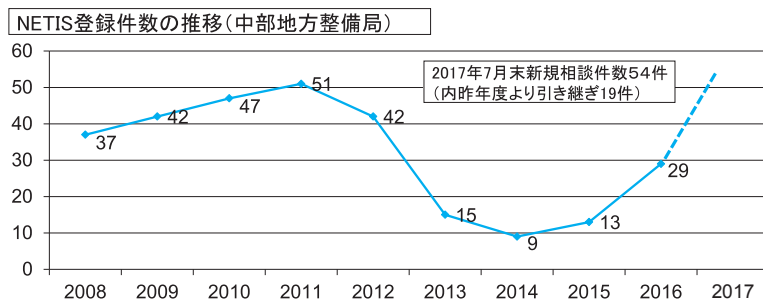
今回の取組みにより、従来では半年以上を要していた登録が最短の案件で2カ月程度にまで短縮されるなど、職員や技術開発者の負担軽減に繋がっていることが確認できました。

また、「従来の申請方式」から「平成29年度からの申請方式」に移行した後、新規相談件数が大幅に増加していることが確認されており、申請件数も増加するものと予測されます(図－5)。これは、今回の取組みで負担軽減及び申請期間短縮が実現し、中部地方整備局での申請を希望する技術開発者が増加したためと推測されます。

最後に、中部地方整備局では今後とも中部技術事務所を中心として、負担軽減や作業効率向上に繋がる内容については積極的に取り組みたいと考えています。



図－４ 説明会参加業種割合



図－５ 中部地方整備局における近年の新技术申請件数の推移
※ 2017年度の数値(点線部分)は4月13日～7月14日(92日間)の集計